

「余裕期間（建築工事関係）」の設定について

1 余裕期間の設定

原則6か月(180日間)を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日(以下「工事開始日」という。)を指定することができるものとする。

2 対象工事

(1) 県土整備部が所管する県営建設工事(建築・電気設備・機械設備)

(2) 令和3年4月1日以降入札公告に付する工事

ただし、次のいずれかに該当するものについては、旧制度(令和3年3月31日までの余裕期間設定について)を適用できるものとする。

ア 事務手続上やむを得ず令和3年4月1日以降に入札公告に付すもの

イ 令和3年3月末までに公告したが、入札不調により速やかに再入札等の手続を行う必要がある工事のうち、本通知による設計図書の新作成を行ういとまがないもの

ウ その他やむを得ない事情により、担当課等の長が必要と認めた工事

3 用語の定義

(1) 全体工期

余裕期間と実工期の合計で、契約上の始期日と終期日を示す期間のこと。

(2) 余裕期間

労働者の確保や資機材の調達準備(現場搬入は不可)を行う期間のこと。

(契約上の始期日から工事開始日の前日までの期間)

(3) 実工期

実際に工事を施工するために必要な期間のこと(準備期間と後片付け期間を含む。)

(工事開始日から契約上の終期日までの期間)

4 工事開始日の変更

(1) 当初契約締結後、受発注者協議(受発注者双方の理由による場合)により、余裕期間を短縮して工事開始日を変更し早めることができるものとする。

(2) 当初契約締結後、受発注者協議(発注者の理由に限る)により、余裕期間を延長して工事開始日を変更し遅らせることができるものとする。なお、工事開始日を遅らせる場合も、変更後の余裕期間は原則6か月(180日間)を超えない範囲内とする。

5 積算関係の取扱い

(1) 共通費の算定に用いる工期に「余裕期間」は含まないものとする。

(2) 特記仕様書等に、余裕期間及び工事開始日等を明示するものとする。

6 契約関係の取扱い

- (1) 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (2) 工事請負契約書、その他契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、全体工期とする。
- (3) 工事实績情報サービス(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請するものとする。
- (4) 工事請負契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
- (5) 工事請負契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
- (6) 工事請負契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については工事開始日までに通知するものとする。
- (7) 工事請負契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。